

5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) 電子マニフェストの普及促進については、更なる推進を図るとともに、義務化についても引き続き検討すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の処理施設等において、事業者の倒産や許可の取消による廃棄物の放置など不測の事態により周辺環境被害が生じた場合等を想定し、被害者救済及び事業者等によって放置された廃棄物の撤去を目的とした強制加入保険制度や保証金・供託金制度等を廃棄物処理法で創設すること。
- (3) カセット式ガスボンベやスプレー缶等の廃エアゾール製品については、充填物の残留による事故が発生していることから、拡大生産者責任の観点から、廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による適正処理困難物に指定の上、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。
- (4) アスベスト廃棄物の無害化処理認定が進んでいないことから、国の主導により、処理技術を確立し、実効性のある処理体制を構築すること。
- (5) 海岸漂着物等は国外からの漂流や河川経由等による原因者不明ごみが含まれることから、海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を早期に行うこと。
- (6) 大規模災害で発生する災害廃棄物については、広域的な処理を見据え、国・都道府県・市町村の役割分担を含めた法的枠組みを整理するなど、膨大な発生量を安全かつ迅速に処理するための法整備等を行うこと。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、全て交付対象に加えるなど、交付対象を拡充すること。
- (2) 焼却施設の適正な解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。
- (3) 剪定枝等の廃棄物系バイオマスの資源化促進の観点から、これらに関する循環型社会形成推進交付金の交付率を上げるなど、市町村が行う廃棄物系バイオマスの資源化に係る施設整備を促進すること。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進基金について、対象経費に係る補助率を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復対策に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進基金の拡充等を図っていく必要がある。